

秋田県立大学動物実験委員会審査細則

(目的)

第1条 この細則は、公立大学法人秋田県立大学動物実験委員会規則第5条第2項の規定に基づき、動物実験計画の審査、実施状況及び結果の把握、施設等の使用状況及び実験動物の飼養保管状況、その他動物実験等の適正な実施のための審査に関し必要な事項を定める。

(審査の申請)

- 第2条 動物実験責任者は、動物実験計画承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を学長に提出しなければならない。
- 2 実験動物管理者または動物実験責任者は、実験動物の飼養若しくは保管または動物実験等を学長の承認を得ていない施設等で行う場合は、施設等設置（変更）承認申請書（様式第7号）を学長に提出しなければならない。
 - 3 学長は、前1項から2項の申請書を受理したときは、速やかにその審査を秋田県立大学動物実験委員会に付託するものとする。

(審査の方針)

- 第3条 前条に掲げる事項の審査にあたっては、次の各号に掲げる事項のほか、関係法令・規程等に留意するものとする。
- 1) 代替法の利用
科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り実験動物を供する方法に代わり得るものを利用すること。
 - 2) 動物の選択
科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される実験動物の数を少なくすること。
 - 3) 苦痛の軽減
科学上の利用に必要な限度において、できる限りその実験動物に苦痛を与えない方法によってすること。
 - 4) 人道的エンドポイント
動物実験責任者は、苦痛度の高い動物実験、あるいは致死的な動物実験等を行う場合、実験に伴う激しい苦痛から動物を解放するためのエンドポイント（実験打切りの時期）を実験計画段階で設定すること。

(審査の判定)

第4条 審査の判定は、次の各号に掲げる区分により行う。

- 1) 承認
- 2) 条件付承認
- 3) 実施計画の変更の勧告
- 4) 不承認
- 5) 非該当

(審査の結果)

第5条 委員長は、審査の結果を、速やかに動物実験計画審査結果報告書(様式第2号)または施設等審査結果報告書(様式第8号)により学長に報告する。

- 2 学長は、委員会の判定結果を尊重し、動物実験計画審査結果通知書(様式第3号)または施設等設置承認書(様式第9号)により、申請された動物実験計画または飼養保管施設の承認又は不承認その他必要な事項を申請者に通知する。
- 3 前項の規定による通知には、審査の判定の理由を付記する。ただし、当該判定が第4条第1号に該当する場合は、この限りでない。
- 4 審査の経過及び結果は、記録及び保存する。

(研究の実施)

第6条 申請者は、審査の判定が第4条第1号又は第2号に該当する場合は、当該研究を実施することができる。ただし、同条第2号に該当する場合は、委員会の指示した条件に従わなければならない。

(再審査)

第7条 申請者は、第4条の審査の判定に異議のある場合は、異議申立書(様式第4号)により異議申し立てをすることができる。

- 2 前項の規定による審査の判定に異議のある場合の申請は、審査結果通知書を受領した日の翌日から起算して2週間以内に行うものとする。
- 3 第1項の異議申し立てに係る手続等については、第2条から前条までの規定を準用する。

(実施計画・飼養保管施設の変更等及び中間報告)

第8条 申請者は、動物実験計画について申請事項の変更をしようとする場合は、動物実験計画変更審査申請書(様式第5号)により、審査の申請をする。

- 2 前項の審査に係わる手続等については、第3条から前条までの規定を準用する。
- 3 飼養保管施設の変更または対象動物の変更がある場合は第2条第3号の手続き

によるものとする。

4 申請者は、毎年4月末日までに前年度の中間報告書（様式第11号）を学長に提出するものとする。

（実験の終了又は中止、施設等の使用廃止または中止）

第9条 動物実験責任者は、当該研究を終了又は中止したときは、動物実験終了（中止）報告書（様式第6号）により、学長に報告しなければならない。

2 実験動物管理者は、施設等の使用を廃止または中止する場合は、施設等廃止（中止）届け（様式第10号）により届け出るものとする。

（事務）

第10条 この細則に関する事務は、研究・地域貢献本部が取り扱う。

（附 則）

この細則は平成23年12月21日から施行する。

（附 則）

この細則は平成24年3月1日から施行する。